

第5章 計画の推進

1 推進体制

(1) 小平市子ども・若者計画庁内検討委員会

小平市の子ども・若者育成支援施策に関わる課で構成する「小平市子ども・若者計画庁内検討委員会」において、調整及び連携協力を図り、本計画を総合的、体系的に推進します。

(2) 地域・関係団体等との連携

子ども・若者育成支援施策は、対象範囲・分野が多岐にわたるとともに、困難を抱える子ども・若者の問題は複雑・多様であることから、関係機関をはじめ、民間団体や事業者など多様な主体と連携しながら、施策を推進します。

また、子ども・若者の問題への市民の関心を高め、その成長と自立を地域で応援する本計画の理念の浸透を図ります。

(3) 国・東京都との連携

本計画に掲げた子ども・若者育成支援施策には、国・東京都の制度に基づくものも少なくありません。子ども・若者育成支援推進法第4条は、市の責務として、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、子ども・若者育成支援施策を策定し、実施することとしており、今後も国及び東京都の動向を注視し、必要な連携を図りながら施策を推進します。

2 計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を行うため、「小平市子ども・若者計画庁内検討委員会」において施策の推進状況の確認を行い、その結果を市民に公表するとともに、「小平市青少年問題協議会」に報告し、意見を伺います。

資料編

◎ 用語解説

か行

学習支援事業

家庭の経済的な事情により、学習塾などに通えない子どもを対象に、学習の習熟状況及び希望に応じて必要な学習に関する支援、居場所を提供するもの。

学校支援ボランティア

子どもたちや学校を支援するために、学校が必要とする教育活動や環境整備、登下校時の見守りなどの活動を行う。

教育相談室

幼児、児童・生徒の学習や不登校、集団になじめないなど、子どもの心配な行動についての相談に応じる。

国勢調査

統計法に基づき日本に住む全ての人・世帯を対象として5年に一度実施する統計調査。日本の人口や世帯の実態を把握し、行政上の施策への利用等様々な活用がされている。

こだいら生活相談支援センター

経済的な心配や課題の相談に応じる窓口で、活用できる制度や事業の案内、関係機関への紹介を行う。

小平よさこいスクールダンスフェスティバル

市立小学校区のチームを中心に、多世代が参加し交流を図るダンスフェスティバル。大学生などが企画運営に参加することで、地域に若い力の活躍の場を提供している。

子ども家庭支援センター

児童虐待など、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供などを行う。

子ども食堂

経済的な事情により家庭で十分な食事がとれない子どもや、家庭における共食が難しい子どもなど様々な事情を抱えた子どもやその保護者、地域の人々等に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する地域住民等による取組。

子どもの相対的貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合。国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合をいい、「貧困線」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの）を世帯員数の平方根で割ったもの）の中央値の半分の額をいう。

こども110番のいえ

子ども達が地域で危険に遭遇したときや困りごとがあるときに、安心して立ち寄れる民間協力の拠点。

子供・若者育成支援推進大綱

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第8条第1項に基づき、内閣総理大臣を本部長とし、閣僚により構成されている「子ども・若者育成支援推進本部」が決定した、子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針。

子ども・若者育成支援推進法

子ども・若者育成支援施策の総合的推進と社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進を図ることを目的に、平成 22 年 4 月 1 日に施行された法律。

さ行

児童育成手当

ひとり親家庭等の児童の福祉の増進を図るために 18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童を養育している人に手当を給付する東京都の制度。

児童虐待

保護者（親、または親に代わる養育者）によって 18 歳未満の子どもに加えられる、心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為。

虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の 4 種類に分類される。

児童手当

家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的として 0 歳から中学校卒業までの児童を養育している人に手当を給付する国の制度。

児童扶養手当

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図るために、18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童を養育している人に手当を支給する国の制度。

姉妹都市小平町との少年少女交歓交流事業

国際児童年（昭和 54 年）を契機としてはじまった姉妹都市である北海道小平町との交流事業。少年

少女が宿泊などの共同活動を通じて、親睦・交流と両市町の理解を深めるとともに、見聞を広め、郷土社会の発展に寄与することを目的とする。

就学援助

経済的理由により就学困難な市内在住の公立の小・中学校に在学する児童または生徒を対象に、学用品費等を援助する制度。

主任児童委員

児童委員の中から指名された児童に関する専門的知識・経験を有している人で、児童に関する相談・支援を担当し、いじめや子育て不安などの相談に応じて子ども家庭支援センターや児童相談所、学校などと連携を行う。

小学校放課後子ども教室

市立小学校において、すべての子どもを対象に、地域の人材を活用した放課後等の安全・安心な居場所を提供する事業。学習、スポーツ、文化・芸術活動や、世代間交流の場となっている。

スクールカウンセラー

児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する人で、小学校を中心に配置され、児童・生徒へのカウンセリングや教職員・保護者に対する助言・援助を行う。

スクールソーシャルワーカー

教育・社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する人で、定期的に学校を訪問し、問題を抱えた児童・生徒に対してその児童・生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築等の支援を行う。

生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進のため、個々の状況に応じて相談や就労に向けた訓練、子どもの学習支援などの支援を行う制度。

生活保護

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

保護率（生活保護世帯率、‰（パーミル）、人口千対）は「被保護実人員（1か月平均）」÷「各年10月1日現在の人口（総人口）」×1,000で算出。

青少年委員

青少年の健やかな成長を願う有志の活動者として、小平市の青少年教育への協力や、地域の青少年活動の支援などを行う。

青少年対策地区委員会

青少年の健やかな成長を願って活動する地域住民による行政協力団体。小平市では、小学校通学区域（19校）を地区単位として設置されている。

青少年問題協議会

地方青少年問題協議会法に基づき、市長の附属機関として設置され、青少年に関する総合的施策について調査審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を行う。

青少年リーダー養成講座

青少年が地域活動に進んで参加するための資質や技術を育成し、修了者が青少年のリーダーとして活躍できる素養を身に付ける講座。

た行

多摩六都ヤング・ダンスフェスティバル

多摩北部都市広域行政圏域（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）を対象とした高校生による高校生のためのダンスフェスティバル。

中学校放課後学習教室

市立中学校において、すべての生徒を対象に、地域の人材を活用した放課後等の学習支援を行う事業。各学校のニーズに応じた取組が行われている。

ティーンズ相談室

市内在住の中学1年生から19歳までの人を対象に、人間関係や進路など、生活上困っていることや悩んでいることについて、電話・メール・面談で相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関への同行支援等を行う。

東京しごとセンター

東京都内での雇用・就業を支援するために東京都が設置した、仕事に関する相談やセミナー、能力開発、求人職業紹介などを行う機関。

な行

ニート（若年無業者）

15歳から34歳までの非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。ニートとは、Not in Education、Employment or Trainingを略したもの。

は行

ハローワーク

求人情報の紹介や求職者からの相談、事業主への

人材の紹介、雇用保険事務手続き等を行う機関。

ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形で外出をしてもよい）を指す現象概念。

ひとり親世帯

国勢調査では、未婚、死別又は離別の女親または男親と、その未婚の20歳未満の子どもの一般世帯をいう。

不登校

年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒で、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないまたはしたくともできない状況にある人。（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）

フリーター

厚生労働省では、15歳から34歳までの学生・主婦を除く若者のうち、「アルバイト」や「パート」で就業し、継続就業年数が1年から5年未満までの男性や、未婚で仕事を主にしている女性、現在無職で家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する人。

防災・防犯緊急情報メールマガジン

災害の発生した緊急時や犯罪発生時などに、市からメールマガジンで防災・防犯緊急情報の配信を行う。

ま行

民生委員児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において住民の相談に応じたり、必要な援助を行ったりするなど、社会福祉の増進に努める役割を担っており、「児童委員」を兼ねる。

児童委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。

や行

養護相談

父または母など保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童など環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。

要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき設置され、虐待を受けている児童をはじめとする保護や支援を必要とする児童等の適切な保護を図るため、関係機関が情報交換や協議を行う。

アルファベット

DV

「ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）」の略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。身体的なもの、精神的なもの、性的なもの、経済的なものなど様々な形態が存在し、何種類かの暴力が重なって起こっていることが多くある。